
資 料

韓南大学校法科大学と南山大学法学部・法科大学院の 交 流 10 年

交流担当：青 木 清

2003 年から始まった韓南大学校法科大学と南山大学法学部（のち、法科大学院も参加）の交流会は、2012 年 11 月に第 10 回を迎えることとなった。そもそもこの交流は、筆者が本学総合政策学部の南山アジアプログラム（通称 NAP）の一環で同学部の学生たちを、2001 年と 2002 年に引率した際に、韓南大学校法科大学の先生方の知己を得たことに起因する。2002 年度の訪問の際に法学部同士の交流も行おうということで話がまとまり、直ちに準備をし、翌 2003 年 3 月に第 1 回大会を韓南大学校法科大学において開催している。以後、偶数回を南山大で、奇数回を韓南大で行っている。

交流の内容ないし構成については、基本的には第 1 回から同じで、教員を中心とした研究報告会と学生主体の文化交流活動の 2 本立てとなっている。具体的な活動内容については、形式がやや不揃いではあるが、その都度、『南山法学』誌上において紹介してきた。ただ、ここ数回については、担当者の校務の都合によりその内容を紹介することができていなかった。この点については、関係者とりわけ韓南大学法科大学の先生方に心からお詫び申し上げたい。

紙数の関係もあり、この間の報告をここですべて紹介することはできない。そこで、その間の研究報告会のテーマ、報告者、報告タイトルおよびその目次を紹介させて頂き、交流活動の記録として掲げておきたい。

第 8 回¹⁾ (2010 年) テーマ「日韓労働法の現下の争点」(於：南山大学法学部)

皮 龍 虎 教授 (韓南大)

「韓国の労働法上の石綿被害の予防と救済に関する主な争点と課題」

- I. 序 論
- II. 石綿ばく露勤労者に対する産業災害補償
 1. 石綿被害と救済手段間の相互併存主義
 2. 産業災害補償と業務上災害の認定基準
 3. 産業災害補償の内容
 4. 関連判例
- III. 石綿ばく露勤労者に対する産業災害補償の争点と課題
 1. 業務上災害の認定基準及び因果関係に関連する問題点
 2. 適用範囲に関連する問題点
 3. 補償の内容に関連する問題点
 4. 代位権の限界に関連する問題点
- IV. 結 論

唐 津 博 教授（南山大）

「日本における有期雇用の法ルールとその課題」

1. はじめに
2. 有期雇用のメリットとデメリット——有期契約労働は「良好な雇用形態」になりうるか？——
3. 有期雇用と法制度・法理論——有期契約労働の問題解決のために法理論が果たすべき役割は何か？——
4. 有期雇用と行政施策——有期契約労働の問題解決のために行政はどのような役割を果たしうるか？——
5. おわりに——今、何をなすべきか？

第9回（2011年） テーマ「現代行政法の争点と課題」（於：韓南大学校法科大学）

趙 寅 成 教授（韓南大）

「インターネット上の地方自治体の公共施設に関する法的問題」

- I. はじめに
- II. 公共施設としての地方自治体のホームページ
 1. 地方自治体の公共施設に関する法的定義
 2. 地方自治体のホームページが公共施設であるか？
- III. 地方自治体のホームページに関する法的問題

〔資料〕 韓南大学校法科大学と南山大学法学部・法科大学院の交流 10 年

1. 権利侵害
 2. 合法的なリンクを遮断する可能性
 3. 利用手数料
 4. 地方自治体のホームページに対する地方自治体の責任
- IV. おわりに

豊島 明子 教授（南山大）

「生存権の行政法的実現に係る法律関係と行政手法の現状——社会福祉分野を素材として——」²⁾

1. はじめに——日本社会の現状と、社会保障改革を迫る諸要因——
2. 福祉の契約化
3. 福祉の市場化
4. 福祉行政の規制行政化
5. 行政法制の改革と社会福祉行政
6. おわりに

第 10 回（2012 年） テーマ「日韓家族法改正の近時の動向」（於：南山大学法学部）

李 庚 熙 教授（韓南大）

「韓国家族法の変遷及び今後の課題」

- I. はじめに
- II. 韓国家族法の変遷
 1. 慣習法時代
 2. 韓国家族法の制定
 3. 韓国家族法の改革
 4. 韓国家族法の整備
- III. 韓国家族法改正の特徴
 1. 改正経緯
 2. 頻繁な改正の原因
 3. 韓国家族法改正経過の特色
- IV. 課題及び展望
- V. おわりに

伊藤 司 教授 (南山大)

「近時の日本家族法の改正とその問題点」

1. はじめに
2. 以前の家族法改正概観
3. 婚姻および離婚法の改正——実現しなかった改正案
4. 議論を呼んでいる選択的夫婦別姓制度
5. 生殖補助医療関連親子法——もうひとつ実現予定のない改正
6. 実現した改正——親権法改正
7. 今後の改正にむけて

第11回 (2013年) 韓国特許庁 = 韓南大 = 南山大による共同学術シンポジウムとして開催

テーマ「日・韓特許侵害訴訟制度の現状と発展方向の共同模索」

会場：韓国特許庁国際知的財産研修院国際会議室 (韓国・大田市)

*ここでは、韓南大および南山大関係者の報告のみを掲載する。

申 雲 煥 教授 (韓南大)

「韓国における特許侵害訴訟管轄の改善方案」

- I. 特許紛争の種類と裁判管轄
- II. (1998年) 特許審判制度の改革
- III. 現在の特許侵害の民事訴訟管轄の問題点
- IV. 特許侵害の民事訴訟管轄の改善方案
- V. 特許侵害の刑事訴訟管轄の改善方案
- VI. 管轄をめぐる改善論議の争点

石田 秀博 教授 (南山大)

「日本法における知的財産権に関する訴訟の専属管轄」

1. はじめに
2. 日本法における立法の経緯
3. 現行法の規定
4. 各 論
5. おわりに

〔資料〕 韓南大学校法科大学と南山大学法学部・法科大学院の交流 10 年

以上が、第 8 回から現在までの記録であるが、記念すべき第 10 回大会は南山大学で開かれた。下記は、その際の写真である。例年、名古屋で 2 泊するプランを第 10 回大会では 3 泊して頂き、韓南大の先生方および学生諸君に、十二分に名古屋を満喫して頂いた。



また、昨年の第 11 回大会は、韓国特許庁も加わった三者による国際シンポジウムとして開催された。韓国特許庁のご厚意により、シンポジウム会場はもちろん、宿舎も同庁の研修施設を使わせて頂いた。第 10 回、第 11 回、いずれも思い出深い交流会となった。

こうした学術交流会とは別に、2006 年からは、両学部にも所属する学部学生を対象に両者で交換留学制度をスタートさせている。これまでに、韓南大学校法科大学から 8 名の留学生を受け入れ、本学部からは 4 名の留学生を韓南大へ送り出している。その時々の日韓関係が微妙に応募状況に反映するものの、若者たちの交流こそが健全でかつ良好な日韓関係を将来にわたって形作ると考え、着実にそのプログラムを進めている。引き続き、関係各機関、各方面のご協力をお願いする次第である。

注

- 1) 第 8 回の交流内容については、南山法学 36 巻 1 号 115 頁以下に紹介されている。
- 2) 本報告については、その後、南山法学 35 巻 3・4 合併号 351 頁以下において発表されている。

